

事業主 殿

熊野尾鷲労働基準協会長

製造業等の「職長等能力向上教育」の実施について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

「職長等教育」は、労働安全衛生法第60条で職長等(職長、班長、リーダーなど、作業中の労働者を直接指導又は監督する者)に対して義務付けられた教育です。「能力向上教育」は、労働安全衛生法第19条の2で安全管理者等労働災害防止業務従事者に対して実施に努めることとされている教育です。「職長等の能力向上教育」は、これに準じた教育で、職長等に対して概ね5年ごとに実施(受講)するよう厚生労働省から通達されています。

当協会では、労働環境を取り巻く状況の変化や労働災害の動向を受け、職長等の能力向上を目的とした同教育を開催する事としました。

この機会に受講していただきますようご案内申し上げます。

記

- 1 日 時 令和8年6月25日(木) 午前9時00分から午後4時45分まで
- 2 場 所 熊野建設業協会 2階 研修室 (熊野市井戸町351-2)
- 3 教育科目 下記のとおり

科 目	時 間
職長として行うべき労働災害防止に関する事等(グループ討議含む)	2時間30分
労働者に対する指導又は監督の方法に関する事等(同上)	1時間
リスクアセスメントの実施とその結果に基づくリスク低減措置(同上)	1時間30分
災害発生時における措置等	1時間10分

- 4 定 員 30名
- 5 受講料 製造業他：会 員 8,000円 非会員 11,000円 (テキスト・資料代を含む)
 ☆ 締切1週間以降のキャンセルについては、受講料の返金は、いたしません。
 但し、受講者の差し替えは可とします。
 (会員とは、各地区労働基準協会及び建災防熊野分会並びに林災防の会員)
- 6 申込方法 ① 別紙申込書に受講料を添えて当協会に申し込みください。(ファックス可)
 また、申込書に「職長等教育の修了証」のコピーを必ず添付してください。
 現金書留、又は、銀行振込 銀行振込先 百五銀行熊野支店、普通334767
- ② 申込先 〒519-4324
 熊野市井戸町351-2 熊野建設業会館2階
 熊野尾鷲労働基準協会
 Tel 0597-85-3489 Fax 0597-89-7007
- 7 申込締切日 令和8年6月12日(金) 郵送の場合、必着でお願いします
 なお、受付は先着順にて行ない、定員に達した時点で締め切ります。
- 8 修 了 証 教育終了の際、当日交付します。